NS ユナイテッド海運株式会社 奴隷及び人身取引に関する表明 2022 年度（仮訳）

NS ユナイテッド海運株式会社（以下「NS ユナイテッド海運」という）および NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.（以下「NSU UK」という）は、英国現代奴隷法第 54 条(1)に基づき、サプライチェーン上における奴隷労働及び人身取引を防止するため、2023 年 3 月期について、NS ユナイテッド海運及び NSU UK の取締役会の承認を得て本声明を公表します。

ＮＳユナイテッド海運及び NSU UK を含むＮＳユナイテッド海運のグループ会社を総称し、「ＮＳユナイテッド海運グループ」と言います。

１． 会社概要、事業内容、サプライチェーン概要

・会社概要

NS ユナイテッド海運グループは、東京に本社を置き、70 年以上に渡りインフラを支えてきたグローバル企業です。2023 年 3 月 31 日時点の NS ユナイテッド海運グループの連結決算対象会社数は 57 社、連結従業員数は 657 人です。また、NS ユナイテッド海運の 100%出資子会社として、NSU UK を含む計 5 社の海外拠点があり、従業員数は 31 人です。NSU UK は 1970 年に設立され、英国ロンドンに拠点を置いて活動しています。

・事業内容

NS ユナイテッド海運グループは、資源・エネルギー輸送を主力とする海運業（外航海運業と内航海運業）を中心に事業を営んでおります。NSU UK はサステナビリティを重視する欧州顧客との関係強化や環境に配慮した新規ビジネスの更なる獲得、並びに環境先進地域である欧州における情報収集を目的として運営しています。

・サプライチェーン概要

NS ユナイテッド海運グループは、海運事業を中心に事業を展開しております。海運業のサプライチェーンは、船舶の設計・建造及び調達から、燃料油・船用品の調達、また港湾における荷役・オペレーションや、船舶の保守・処分まで、多岐にわたります。企業・事業内容の詳細につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.nsuship.co.jp/company/outline/

２． 奴隷及び人身取引等の防止に関するポリシー

NS ユナイテッド海運グループは、以下のポリシー等に基づき、当社グループおよびバリューチェーン上の奴隷労働・人身取引等、いかなる形の現代奴隷も一切容認しません。

・2006 年海上労働条約と国連グローバルコンパクト

NS ユナイテッド海運グループは、船員の基本的な権利と理念を定めた 2006 年海上労働条約を遵守すべく全力を尽くしており、船員の労働や生活環境を向上すべく取り組んでいます。

また、NS ユナイテッド海運グループは、国連グローバル・コンパクト（以下、UNGC）に参加しており 4 分野 10 原則を尊重しています。

・NS ユナイテッド海運グループの人権方針

NS ユナイテッド海運グループは、グローバル企業として、すべての人々の人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、当社の企業理念に基づいた人権に関する最上位の方針として、「NS ユナイテッド海運グループ人権方針」（以下、本方針）を定めました。NS ユナイテッド海運グループは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、あらゆる事業活動によって引き起こされる可能性のある直接または間接的な人権への負の影響に対処することにより、人権尊重の責任を果たしてまいります。なお、本方針は、2023 年 1 月 31 日に取締役会において承認されました。

人権方針につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.nsuship.co.jp/sustainability/human/humanrights/pdf/human_rights.pdf

・NS ユナイテッド海運グループの企業行動規範

NS ユナイテッド海運グループは「基本理念」、「経営理念」を実現する具体策として「企業行動規範」を定めています。企業行動規範にて差別の廃絶・人権の尊重について記載しており、「各国・地域の法律を遵守し、人権を含む各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。」と明記しています。

企業行動規範につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.nsuship.co.jp/company/philosophy/#anc3

・NS ユナイテッド海運グループの行動基準

・個人の人格、多様な価値観、個性を尊重し、すべての基本的人権を尊重する。
・事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権 を尊重する。
・事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令、規制を遵守する。
・当該国における法令、規制と国際的な人権基準が異なる場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求する。
・従業員一人一人の人権が尊重される安全で働きやすい職場環境の整備に努める。
・ハラスメントのない健康で安全な労働環境を提供し、最低賃金の確保、適正な労働時間の管理、プライバシーの保護を尊重する。
・いかなる形態の強制労働や児童労働、人身売買も認めない。

３． 人権デューデリジェンス

NS ユナイテッド海運グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動やバリューチェーン上における人権に対する顕在的または潜在的な負の影響を特定し、それらを未然に防止・最小化するための取組みを継続的に実施していきます。また、NS ユナイテッド海運グループは、人権尊重の取組みやその進捗に関する情報を、ホームページや統合報告書等を通じて適切に開示していきます。

４． 是正・救済

NS ユナイテッド海運グループが事業活動において直接的または間接的に人権への負の影響を引き起こし、助長し、またはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外の適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組んでいきます。また、NS ユナイテッド海運グループは、実効的な是正・救済を行っていきます。

５． 教育・研修

NS ユナイテッド海運グループは、本方針が事業活動全体に組み込まれ、効果的に実践されるよう、役員・従業員に対して適切な教育と研修を行っていきます。

本声明は 2023 年 7 月 31 日に NS ユナイテッド海運株式会社及び NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.の取締役会で承認されました。

2023 年 7 月 31 日
NS ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 山中 一馬

Hiroyuki Tamagawa
Managing Director
NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD..